R02-41　（リーフ）農地転用許可制度のあらまし 改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 1 | 図書名 | ・「改訂版」を削除 |
| 2 | 図）農振法と都市計画法の線引き区分  図）農地転用の推移 | ・7頁から移動  （新　規）  ・「図　農地転用の推移」を追加 |
| 3 | 許可申請者　第4条  許可不要の場合 | ・「（農地所有者）」を「（農地所有者等）」に変更  （新　規）  ・「基盤強化法による農用地利用集積計画及び農地管理中間管理事業法による農用地利用配分計画による利用の場合」を追加 |
| 4 | 農地区分 | ・5頁から移動 |
| 5 | 許可方針  　冒頭文  　転用需要に適切な対応 | ・4頁から移動  ・「及び一般基準」を追加  ・⑦「農工法」を「農村産業法」に変更 |
| 6 | 審査事項  　(2) 一般基準（その他の審査事項）  　　①事業実施の確実性  　　③効率的・総合的な農地利用 | ・「なお書き」を削除  （新　規）  ・「③効率的・総合的な農地利用」の項目・内容を追加 |
| 7 | 各機関別の標準的な事務処理期間  都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付  都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案） | ・「申請書および意見書の受理後2週間（第4の1の(5)のウ）」を「同（第4の1の(5)のア）」に変更 |
| 8 | １ 農作物栽培高度化施設に関する特例  ２ 営農型太陽光発電設備の取扱い | （新　規）  ・「農作物栽培高度化施設に関する特例（特例内容、同施設の基準の概要）」を追加  （新　規）  ・「営農型太陽光発電設備の取扱い（取扱いの概要、一時転用期間の延長（3年→10年以内））」を追加 |

※）前版リーフレット（28-23、8頁）の観音開きの形態を変更し、冊子の形としています。

上記の他にも表記の見直しを行っています。